

第六條、警察官又は労働組合の會議に妨害し、その會議を中止し、若しくは若しくはその集會を解散することを得ず。警察官又は労働組合の承認を得

るにあらざれば、強制することを得ず。

第七條、労働組合に對しては、請願を賦課せず。第八條、雇傭者は被傭者が労働組合の役員又は組合員たることを理由とし

て、之を解雇することを得ず。雇傭者は被傭者が労働組合の役員又は組合員として

の資格に於て是る行為を理由として之を解雇することを得ず。雇傭者は被傭者が労働組合に加入せざることを理由とし

て、之を解雇することを得ず。雇傭者は被傭者が労働組合に加入せざることを理由とし

て、之を解雇することを得ず。雇傭者は被傭者が労働組合に加入せざることを理由とし

て、之を解雇することを得ず。雇傭者は被傭者が労働組合に加入せざることを理由とし

て、之を解雇することを得ず。雇傭者は被傭者が労働組合に加入せざることを理由とし

一、雇傭者との交渉  
二、集會

三、言論、文書による煽動、宣傳、  
四、争議資金募集に関する行動、  
五、示威運動、

六、自衛團の組織並に行動、

第七條、労働争議遂行中は争議主体組合の組合員、争議遂行中の労働者及び争議応援者を検束し又は左の罪の嫌疑により之を拘留

騷擾罪、暴行罪、脅迫罪、恐嚇罪、毀宅侵入罪、器物毀棄罪、

侮辱罪、公務執行妨害罪、業務妨害罪、治安維持法違反、暴力行為、

出版法違反、治安警察法違反、警察官職務執行法違反、

その他懲罰法違反即次令により處罰し得る罪、

第十四條、労働争議の遂行又は応援を目的として争議主体組合の主権する

屋内および屋外の集會には、治安警察法を適用せず。労働争議の遂

行又は応援を目的として争議主体組合の発行する出版物には、出版法に

よる届出を必要とせず。

第十五條、争議主体組合の組合員および争議遂行中の労働者は労働

争議の遂行又は、応援のため他人に加入する責任を負ふ。